

猟銃等販売事業の許可（法第19条）

公共の安全を確保する見地から、武器及び猟銃等の取り扱いは規制されています。猟銃等の販売事業を営もうとする場合は、店舗ごとに、その販売する猟銃等の種類を定めて、店舗の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。

ただし、猟銃等製造事業者がその製造に係る猟銃等をその工場又は事業場において販売する場合は、この限りではありません。

○猟銃等製造事業許可申請の審査基準

1 猟銃等の保管のための設備が次の要件を備えていること

(1) 管理上支障がない場所にあること。

(2) 次のイ又はロに該当するものであること。

イ 金属製のロッカーその他堅固な構造を有する収納設備であって、確実に施錠できる錠を備えているもの

ロ くさり等によって猟銃等を堅固に固定しうる設備であって、当該くさり等に確実に施錠できる錠を備えているもの

(3) 保管する猟銃等の数量に応じた収納能力を有すること。

(4) 容易に持ち運びができないこと。

(5) 非常の際、外部に通報することのできる装置を備えていること。ただし、当該保管庫設備の付近に当該装置を備えている場合は、この限りではない。

2 申請者が武器等製造法第5条第1項第5号の事由に該当しないこと。

○猟銃等販売事業許可申請関係書類

提出部数

電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は申請書を2部）

- 1 猟銃等販売事業許可申請書
- 2 登記簿謄本及び定款の写し（法人の場合）
- 3 代表者の身元証明書（法人の場合）
- 4 業務を行う役員全員の欠格事由非該当証明書（法人の場合）
- 5 住民票及び身元証明書（個人の場合）
- 6 土地の登記簿謄本（申請者が当該土地所有者の場合）
- 7 土地使用承諾書（申請者以外が当該土地所有者の場合）
- 8 販売事業計画書
- 9 案内図
- 10 店舗の構造図及び店舗内配置図
- 11 猟銃等の保管設備（陳列ケース等含む。）の構造図
- 12 店舗及び猟銃等の保管設備（陳列ケース等含む。）に対する警報装置等の配置図及び配線図
- 13 申請手数料 73,000円

○申請にあたっての注意事項

- 1 原則として申請の前に消防保安室と事前協議を行ってください。
- 2 猟銃等製造（販売）事業者は、当該猟銃等の保管について保管規程を定め、都道府県知事に届出なければなりません。これを変更使用とするときも同様の手続が必要です。